



### 序 - 1 背景と目的

緑の基本計画は、市町村が中長期的な観点にたって、都市の緑地の保全と緑化の推進に関する方針を策定する計画です。

多気町（以下本町）は、平成 18 年 9 月に町域の一部が都市計画区域に指定されたことにより、都市公園や風致地区など、都市計画による緑地の指定や事業ができるようになりました。

また、平成 19 年 3 月には多気町都市計画マスタープランが策定され、この中において、良好な都市環境・景観の形成方針や風致地区の指定方針が定められています。特に、天啓公園周辺や五桂池及び栃ヶ池周辺は良好な風致景観を有する地域であり、これを維持・保全することが求められています。

こうした背景に基づき、本調査は、多気都市計画区域（以下本区域）を対象として、都市計画に係る公園・緑地計画をはじめ、道路・水辺・学校などの公共公益施設の緑化や住民の緑化意識の普及啓発等のソフト面も含めた、都市の緑全般に関する総合的な計画を策定します。



---

## 序 - 2 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき、緑の現状や緑に対するニーズを踏まえ、独自性や創意工夫を発揮し、まちの緑について将来のあるべき姿と、それを実現していくための施策を策定するものです。

具体的には、将来的に確保すべき緑地の目標量を定め、緑の持つ種々の機能を踏まえて、環境保全・レクリエーション・防災・景観構成等の観点から系統的な緑地の配置計画を策定します。

そして、緑地の保全、公園の整備、道路や学校等の公共公益施設をはじめ、住宅地の緑化等を、総合的かつ計画的に推進するための施策を立てていきます。

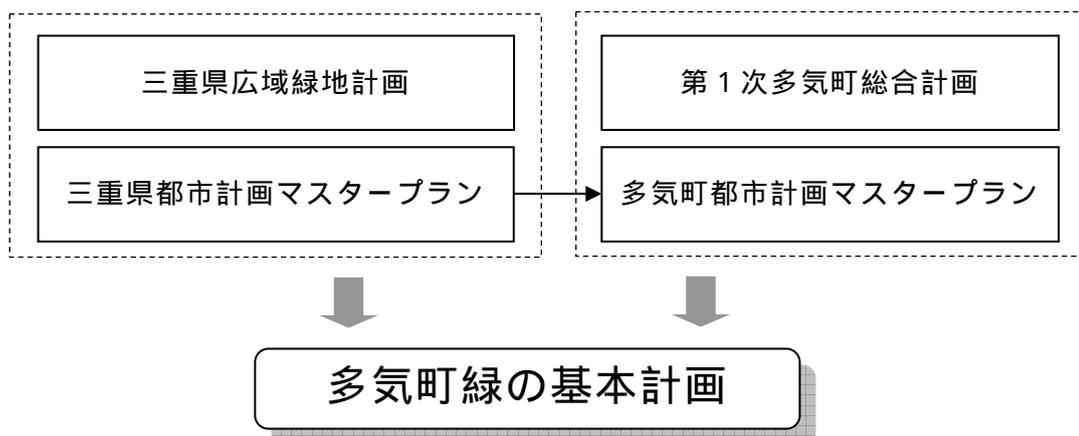
また、この計画を進めていくためには、町民一人ひとりや事業者の方々との協働が必要となります。

### 1. 計画の期間

計画の期間は多気町都市計画マスタープランとの整合を図り、目標年次を平成37年（2025年）、中間年次を平成27年（2015年）とします。

### 2. 本計画の位置づけ

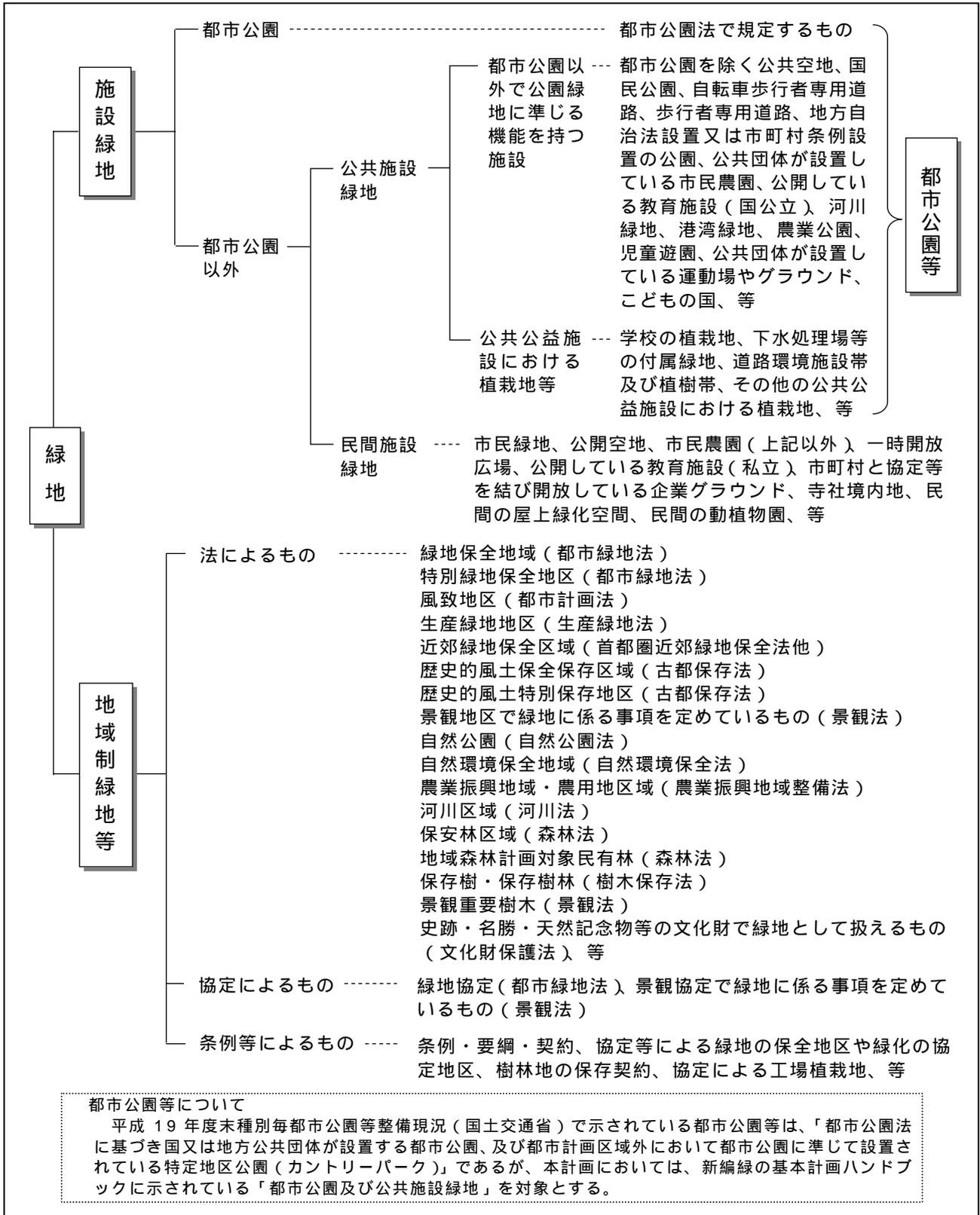
本計画は、県計画である「三重県広域緑地計画」「三重県都市計画マスタープラン」及び、本町の上位計画となる「第1次多気町総合計画」「多気町都市計画マスタープラン」を踏まえ策定します。



本計画の位置づけ

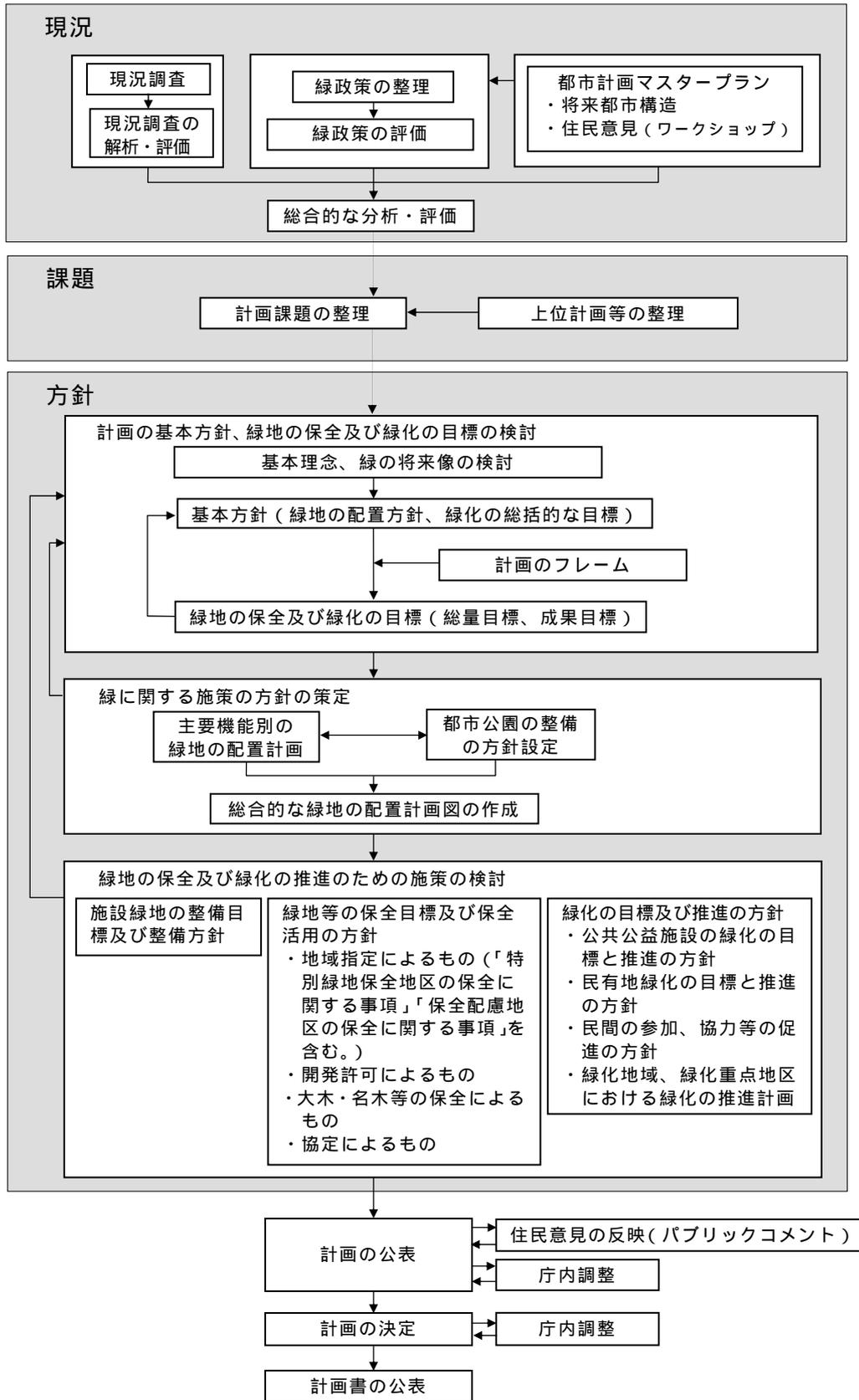
### 3. 緑の基本計画で対象とする緑地

緑の基本計画は以下の「緑地」を対象とします。



緑の基本計画の対象とする「緑地」

### 序 - 3 計画フロー



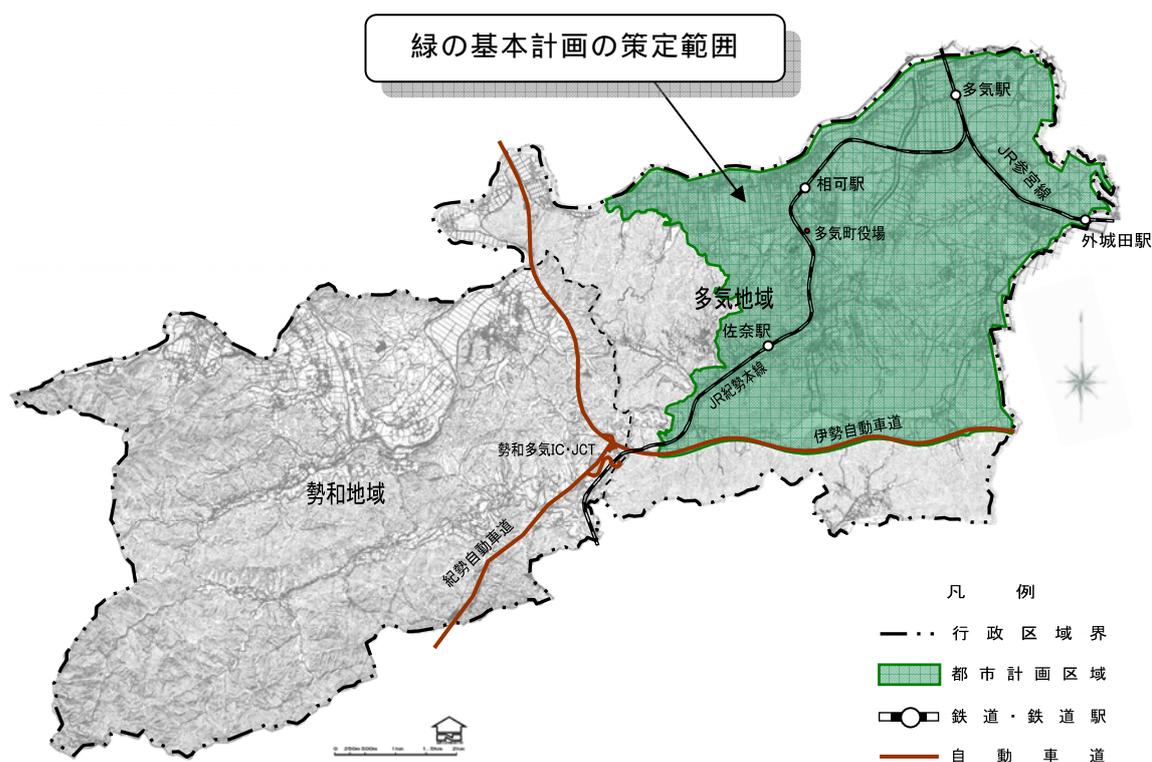
緑の基本計画のフロー

## 序 - 4 計画の範囲

緑の基本計画は、本町の行政区域（10,317ha）のうち、約32.5%を占める都市計画区域（3,352ha）を基本に策定します。

緑の基本計画の策定範囲

区 分	面積（ha）	割合（％）
行政区域	10,317	100.0
緑の基本計画の策定範囲 （都市計画区域）	3,352	32.5



緑の基本計画の策定範囲